

転出証明書郵送請求書（郵送による転出届）

○転出届は、通常、転出証明書が交付されます。転入手続きの際は、この転出証明書が必ず必要になります。

○国民健康保険・介護保険・児童手当など、別途手続きが必要になる場合があります。各担当課へお問い合わせください。

（あて先） 江別市長

令和 年 月 日

届出人	住所			
	フリガナ	生年月日	大・昭・平	生
	氏名 (自署又は 記名+押印)	電話番号	自宅・勤務先・携帯電話・その他() (日中、連絡がとれる番号)	

転出年月日	令和 年 月 日 転出(予定)				
今までの住所	江別市	今までの世帯主氏名			
新しい住所		新しい世帯主氏名			
転出する方の氏名 ※届出人も転出する場合はお忘れなくご記入ください。	フリガナ	氏名 大・昭・平・令 . . . 生	性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
	フリガナ		男・女		有・無
	フリガナ	氏名 大・昭・平・令 . . . 生	性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
	フリガナ		男・女		有・無
	フリガナ	氏名 大・昭・平・令 . . . 生	性別	続柄	住基・個人番号カードの有無
	フリガナ		男・女		有・無
フリガナ	氏名 大・昭・平・令 . . . 生	性別	続柄	住基・個人番号カードの有無	
フリガナ		男・女		有・無	

個人番号カードまたは住基カードをお持ちの方、もしくは、いずれかのカードをお持ちの方と一緒に転出される同一世帯員の方

【特例転出】ができます

特例転出 希望する・希望しない

- 特例転出で手続きされると、転出証明書は発行されませんが、転入手続きの際は転入届書に個人番号カードまたは住基カードを添付することで、手続きが可能になります。(手続きの際は暗証番号が必要です。) なお、手続きが完了しましたら、お電話にてお知らせしますので、必ず連絡先を記載してください。
- 転入手続きは、転出予定日から30日以内、又は転入した日から14日以内のいずれか早い日までに行ってください。その日を超えると、当該カードでの転入ができなくなり、あなたに、江別市から「転出証明書(に準ずる証明書)」の交付を受ける必要がありますので、ご注意ください。

市役所に送るもの	①この請求書
	②返信用封筒 (住所・氏名・郵便番号を記入し、切手を貼ったもの) ※普通郵便以外の場合はその料金分の切手を貼付し、種別(「速達」「簡易書留」等)も明記してください。 ※個人番号カード・住基カードによる特例転出の場合は、返信用封筒は不要です。
交付手数料 無料	③届出人の本人確認書類のコピー (運転免許証、個人番号カード、住基カード(写真付)、資格確認書等) ※資格確認書のコピーについては被保険者等記号・番号等をマスキングしたものを同封してください。 ※特例転出の場合は、個人番号カード(写真面)または住基カード(両面)のコピーを同封してください。

【注意事項】

- ※返送先は、届出人宛となります。
- ※申請書を投函し証明書がお手元に届くまでに、7日以上かかる場合があります。日数に余裕を持って申請してください。
- ※個人番号カードを申請中の場合は江別市で受け取ることができません。新住所地で改めてご申請ください。

◆送付先・お問い合わせ先 〒067-8674 江別市高砂町6番地 江別市役所 戸籍住民課 Tel.011-381-1020